

令和5年度第1回北海道第二地区教科書採択教育委員会協議会議事録

1. 期 日 令和5年5月8日(月)
2. 場 所 渡島総合振興局 4階402号会議室
3. 開 会 13時30分
4. 閉 会 14時30分
5. 出席者
- | | | | |
|-----------|---------|-----|-------|
| 鹿部町教育委員会 | 児 玉 貢 | 教育長 | (会長) |
| 北斗市教育委員会 | 永 田 裕 | 教育長 | (副会長) |
| 森町教育委員会 | 毛 利 繁 和 | 教育長 | (副会長) |
| 松前町教育委員会 | 宮 島 武 司 | 教育長 | |
| 福島町教育委員会 | 小野寺 則 之 | 教育長 | |
| 知内町教育委員会 | 堂 下 則 昭 | 教育長 | |
| 七飯町教育委員会 | 與 田 敏 樹 | 教育長 | |
| 八雲町教育委員会 | 土 井 寿 彦 | 教育長 | |
| 長万部町教育委員会 | 近 藤 英 隆 | 教育長 | |
6. 事務局
- | | |
|-------------------|---------|
| 八雲町教育委員会学校教育課長 | 三 坂 亮 司 |
| 八雲町教育委員会学校教育課参事 | 小 林 卓 也 |
| 八雲町教育委員会学校教育課課長補佐 | 松 浦 真理子 |
| 八雲町教育委員会学校教育課 | 若 山 晋 悟 |
| 八雲町教育委員会学校教育課 | 中 島 翼 |
7. 署 名
- 委 員 近 藤 英 隆
- 委 員 堂 下 則 昭

三坂課長	<p>本日は、お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。ただ今から、令和5年度第1回北海道第二地区教科書採択教育委員会協議会を開催いたします。</p> <p>本協議会の事務局を担当いたします八雲町教育委員会学校教育課長の三坂と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>本日の会議に木古内町教育委員会藤澤教育長につきましては、欠席となっております。</p> <p>本協議会の役員が決定するまでの間、進行を事務局で務めさせていただきます。よろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは、以降、座って説明させていただきます。</p> <p>本日の協議会ですが、協議会規約第4条第3項の、委員の3分の2以上の出席がありますので協議会が成立していることをご報告申し上げます。</p> <p>協議会の役員について協議させていただきたいと思ひます。協議会の役員については、協議会規約第3条により、役員は、会長1名、副会長2名、監事1名ということで選出させていただきます。</p> <p>制度等の説明資料6ページに規約が記載されています。</p> <p>役員の選出方法について、委員の皆様から御意見等あれば、伺いたひと思ひますが何かありますでしょうか。</p>
永田委員	<p>これは、何の規則に従って、役員を選出するのですか。6ページの規約ですか。前の規約ですか。</p>
中島主事	<p>令和5年度規約は、案の段階になります。令和5年度の教科書採択協議会の規約につきましては、北海道教育委員会からの採択基準が示されておりませんので議決することができませんので、前の規約に従ひまして、会長1名、副会長2名、監事1名を先に決めさせていただきます。</p> <p>協議会規約の議決は、北海道教育委員会の採択基準が示された後になります。</p>
永田委員	<p>今の役員を決めるのに、案の規約で決めることはできないと思ひたので確認しました。</p>
宮島委員	<p>役員の選定なんですけども令和元年度の時も同じような規約を制定しまして、渡島管内の教育長会の役員構成に則って決定してきた経緯があるので参考としてください。</p>
三坂課長	<p>松前町の宮島教育長からご意見いただきましたが、今回の役員に</p>

三坂課長	<p>つきましては、慣例により、渡島教育委員会教育長会の役員を参考に選出させていただきます。</p> <p>今年度も同様に協議会の会長には教育長会の会長であります、鹿部町の児玉教育長。また、副会長には教育長会の副会長であります北斗市の永田教育長並びに森町の毛利教育長。監事には教育長会の監査であります木古内町の藤澤教育長を推薦したいと思っておりますがいかがでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
三坂課長	<p>それでは、会長には鹿部町の児玉教育長、副会長には北斗市の永田教育長と森町の毛利教育長、監事には木古内町の藤沢教育長に決定いたします。</p> <p>会長に選出されました児玉教育長に御挨拶をいただきます。以降の議事の進行につきましては、会長に進めていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。</p>
児玉会長	<p>(児玉会長よりあいさつ)</p> <p>進行は会長が行うよう事務局よりお話があったので、私の進行で進めさせていただきます。</p> <p>3. 制度等の説明 (1) 教科書採択の方法について、事務局より説明願います。</p>
三坂課長	<p>制度等の説明資料の1ページをご覧ください。</p> <p>教科書採択の方法についてですが、ここから5ページまでは文部科学省からの資料の説明となります。</p> <p>1) 採択の権限は、公立学校で使用される教科書については、その学校を設置する市町村や都道府県の教育委員会にあります。</p> <p>2) 採択の方法は、義務教育である小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の小・中学部の教科書については、無償措置法によって定められています。</p> <p>採択の流れについてご説明します。説明資料の2ページの図3をご覧ください。</p> <p>①発行者は、検定を経た教科書で次年度に発行しようとするものの書目を文部科学大臣に届け出ます。</p> <p>②文部科学大臣は、この届出のあった書目を一覧表にまとめて教科書目録を作成します。この教科書目録は、都道府県教育委員会を</p>

三坂課長

通じ各学校や市町村教育委員会に送付されます。教科書は、この目録に登載されなければ採択されません。

③発行者は、採択の参考に供するため、次年度に発行する教科書の見本を都道府県教育委員会や市町村教育委員会、国立学校・公立大学法人が設置する学校・私立学校等に送付します。

④適切な採択を確保するため、都道府県教育委員会は、採択の対象となる教科書について調査・研究し、採択権者に指導・助言・援助することになっています。この指導・助言・援助を行うに当たり、都道府県教育委員会は、教科用図書選定審議会を毎年度設置し、あらかじめ意見を聞くこととなっています。

⑤都道府県教育委員会は、この審議会の調査・研究結果をもとに選定資料を作成し、それを採択権者に送付することにより助言を行います。

⑥都道府県教育委員会は、学校の校長及び教員、採択関係者の調査・研究のため毎年6月から7月の間の一定期間、教科書展示会を行っています。

⑦採択権者は、都道府県の選定資料を参考にするほか、独自に調査・研究した上で種目ごとに一種の教科書を採択します。

なお、義務教育諸学校用教科書については、原則として、4年間同一の教科書を採択することとされています。

3ページをお開きください。3) 共同採択について、ご説明します

採択の権限は、市町村教育委員会にあります。採択にあたっては、都道府県教育委員会が採択地区を設定します。

採択地区が2以上の市町村の区域を併せた地域が共同採択地区となります。当協議会の採択地区もこれに当たります。

共同採択地区内の市町村教育委員会は、採択地区協議会における協議の結果に基づき、種目ごとに一種の教科書を採択することとされています。

4) 採択の時期は、使用年度の前年度の8月31日までに終わらなければならないこととされています。

5) 開かれた採択について説明します。

教科書採択に関しては、保護者をはじめ国民により開かれたものにしていくことが重要です。

具体的には、選定委員会等の委員に保護者代表等を加えていくなど、保護者等の意見がよりよく反映されるような工夫が求められています。また、無償措置法及び無償措置法施行規則により、採択権者が採択を行ったときは、1. 当該教科書の種類、2. 採択した理

三坂課長	<p>由、3. 教科書研究のために作成した資料、4. 採択地区協議会の会議録の公表の努力義務が規定されています。</p> <p>5 ページには全国の採択地区の一覧となっておりますのでご参照願います。</p> <p>以上、説明を終わります。</p>
児玉会長	<p>事務局より説明がありましたが、ご質問ございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
児玉会長	<p>3. 制度等の説明(2)協議会規約(案)の説明です。</p> <p>事務局より説明願います。</p>
三坂課長	<p>協議会規約(案)の説明をします。</p> <p>配布資料の48ページから50ページには、令和元年度の採択基準が記載されています。</p> <p>令和5年度の採択基準が北海道教育委員会から未着であるため、令和元年度の採択基準から大きな変更がないものとして、説明をさせていただきます。</p> <p>制度等の説明資料6ページをご覧ください。</p> <p>北海道第二地区教科書採択教育委員会協議会規約(案)のご説明をします。</p> <p>第二教科用図書採択地区内の各市町教育委員会は、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」第13条第1項、第4項及び第5項に基づき、教科用図書の採択を行うため北海道第二地区教科書採択教育委員会協議会を設け、この規約を定めます。</p> <p>協議会は、採択地区内の市町立義務教育諸学校において使用する教科用図書を学習指導要領の目標や内容を踏まえ、地域の実態等に応じた1種を決定するための協議を行うことを目的とします。</p> <p>協議会を構成する各市町教育委員会は、協議会が種目ごとに1種決定した教科書を採択しなければなりません。</p> <p>協議会は、採択地区内の各市町教育委員会の教育長をもって構成します。</p> <p>協議会は、先に決定したとおり、会長1名、副会長2名、監事1名を置くこととします。</p> <p>役員は、委員の互選によって定めます。</p> <p>会長は、会務を処理します。</p> <p>副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代</p>

三坂課長	<p>行します。</p> <p>運営の方法として、会議は、会長が招集します。</p> <p>協議会は、教科用図書を種目ごとに1種決定するための協議を行う場合、委員の全員が出席し、原則として委員全員の一致によらなければ議決することはできない。</p> <p>ただし、委員に事故あるときは、当該委員会の指定する代理人を出席させなければならない。</p> <p>それ以外の会議は、委員の3分の2以上の出席により成立するものとし、出席委員の過半数をもって議決することができます。</p> <p>協議会は、協議経過、採択の理由等を記した議事録を作成します。</p> <p>協議会は、教科用図書に関する専門的調査研究を行わせ、その結果を報告させるとともに必要に応じて意見を聞くため、選定委員会を必要とする年度のつど設けなければなりません。</p> <p>選定委員会の委員は、各市町教育委員会が推薦した者を協議会が委嘱します。</p> <p>選定委員会について必要なその他の事項は、別に定めます。</p> <p>協議会に関する経費は、この協議会を構成する市町教育委員会の負担金をもって充てます。</p> <p>協議会の事務局職員は、市町教育委員会から会長が委嘱し、事務局は、事務局職員が属する市町教育委員会に置きます。</p> <p>協議会及び選定委員会の委員名並びに協議会の議事録の公表を求められた場合は、採択の公正確保の観点から採択終了後に公表する。</p> <p>採択の理由及び選定委員会から協議会に報告された資料の公表を求められた場合は、採択事務の円滑な遂行に支障をきたさない範囲内で公表します。</p> <p>公表の方法や場所等については、協議会の役員が協議してします。</p> <p>この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に図って定めます。</p> <p>以上、説明を終わります。</p>
児玉会長	<p>ただ今、事務局から協議会規約（案）について、説明がありました。ご質問ございますか。</p>
宮島委員	<p>教科書を採択する時には、委員全員が出席しなければならない規定になっています。もし、出席ができない場合は、オンラインで出</p>

宮島委員	席という方法もあるのかなと思います。協議会規約を変更せず、規約の第9条に基づいて実施できるのではないのでしょうか。ただし、事務局が機器の準備をしなければならないので、対応できるのであれば、どうしても出席できない理由がある場合は、オンラインの出席を認め、ハイブリッド形式での会議を実施してもよいのではないのでしょうか。
三坂課長	新型コロナウイルスも第5類に変更となりましたが、出席することが難しい場面があり、ハイブリッド型の会議形式も求められると思います。もし、委員皆様が承認するのであれば、協議会規約（案）第9条に基づきハイブリッド型の会議形式を定めたいと思いますが、意見等はございますか。
宮島委員	本来であれば、委員全員の出席が必要となるのですが、どうしても出席ができない場合に限り、可能にしたいということです。
児玉会長	協議会規約第9条により、口頭で図ってもよろしいものなのでしょうか。
三坂課長	現段階、協議会規約は案になりますので、後日、図ることになります。
中島主事	議会規約（案）第9条では、会長が協議会に図って定めるとなっているため、新たな条項を追加する必要があると思いますが、委員の皆様がオンラインの出席を認めるのであれば、新たな条項を追加した協議会規約（案）を作成し、次回の協議会において、制定という形をとりたいと考えていますがよろしいのでしょうか。
児玉会長	それでは、オンラインの出席について、協議会規約第9条に基づき、次回の協議会で審議することとしてよろしいのでしょうか。
與田委員	協議会だけで採択方法の変更ができるのかどうか。規約を制定するための法律を調べて進めなければいけないのではないか。
土井委員	2回目の協議会までに北海道教育委員会から示される通知や法律を確認した上で、その時代にあった会議を開催できるかどうかを図ることにはどうでしょうか。

永田委員	教科書を採択する上で、ハイブリッド形式もいいですが安易にハイブリッドで出席すればいいになってしまうのも問題ではないか。
土井委員	そのような状況等も調べて確認した上で事務局から案を出してもらえればと思います。
児玉会長	<p>北海道教育委員会から令和5年度の採択基準が通知されておられませんので、次回以降の協議会において協議会規約を審議することとします。</p> <p>3. 制度等の説明(3) 選定委員会規則(案)の説明です。 事務局、説明願います。</p>
三坂課長	<p>協議会規約(案)の第5条の3に関連して令和5年度北海道第二地区教科書選定委員会規則(案)のご説明をします。</p> <p>制度等の説明資料8ページをご覧ください。</p> <p>北海道第二地区教科書採択教育委員会協議会は、令和6年度から使用する小学校用教科用図書を選定するに当たり、協議会規約第5条に基づき選定委員会を設け、この規則を定めます。</p> <p>選定委員会は、採択地区内の市町立小学校における令和6年度から使用する教科用図書について、専門的な調査研究を行うとともに、その結果を協議会に報告します。</p> <p>選定委員会の設置期間は、後程、審議する事業計画(案)を勘案し、第2回協議会にて決定します。</p> <p>委員の定数は、10ページの令和5年度教科用図書選定委員各市町割当表(案)の委員数を予定しています。</p> <p>委員は、次の各号に掲げる者のうちから選定します。</p> <p>(1) 採択地区内の市町立小・中学校の校長、教頭及び教諭 (2) 学識経験者及び保護者</p> <p>教科用図書の採択に直接利害関係を有する者は、委員に選任しない。</p> <p>選定委員会に教科用図書の種目ごとに小委員会を設けます。</p> <p>小委員会の数及び構成は、下表のとおりです。</p> <p>なお、第3条第2項第2号に定める委員については、2つ以上の小委員会に所属できるものとします。</p> <p>選定委員会は、協議会の会長が招集します。</p> <p>教科用図書の調査研究は、小委員会ごとに行います。</p> <p>小委員会の委員長は、小委員会の運営をつかさどり、小委員会の</p>

三坂課長	<p>調査研究の経過及び内容、具体的資料及び少数意見等を文章にして報告するものとします。</p> <p>小委員会における調査研究は、発行者から送付される全ての教科書見本について、学習指導要領の目標や内容、地域の実態を踏まえ、教科書発行者が作成する「教科書編集趣意書」及び北海道教育委員会が作成する採択参考資料を参考として行います。</p> <p>以上、説明を終わります。</p>
児玉会長	<p>ただ今、事務局から選定委員会規則（案）について、説明がありました。質問は、ありますか。</p> <p>（質疑なし）</p> <p>協議会規約（案）と同様に北海道教育委員会から令和5年度の採択基準が通知されておられませんので、次回以降の協議会において選定委員会規則を審議することとします。</p> <p>3. 制度等の説明（4）選定委員会委員の選任方法について説明します。</p> <p>事務局から説明願います。</p>
三坂課長	<p>ご説明いたします。</p> <p>制度等の説明資料の10ページをご覧願います。選定委員につきましては、「各市町別割当表（案）」のとおり、第1号委員及び第2号委員の割り当てを予定しています。</p> <p>11ページをご覧願います。令和5年度北海道第二地区教科書選定委員会委員の選任方法についてご説明いたします。</p> <p>令和5年度北海道第二地区教科書選定委員会規則の決定後、各市町より1号委員及び2号委員を協議会に推薦していただき、協議会より各選定委員を委嘱することとなっております。</p> <p>選定委員を委嘱するにあたり、3点ご協力願います。</p> <p>1. 選定委員への就任可否等の確認</p> <p>各市町において、選定委員として推薦する者に対し、委員就任の就任可否及び欠格事項への該当の有無を確認して下さい。</p> <p>選定委員への辞退者・欠格事項該当者がいた場合は、再度、調整等を行う都合上、速やかに事務局へ連絡願います。</p> <p>2. 「教科用図書選定委員推薦書」の提出</p> <p>選定委員の配置状況を把握するため、各市町から推薦いただく委</p>

三坂課長	<p>員決定後、12ページの「教科用図書選定委員推薦書」に必要事項を記載の上、事務局に提出してください。</p> <p>3. 「承諾・承認書」・「承諾書」の提出</p> <p>選定委員就任を受託された方より、1号委員は13ページの「承諾・承認書」、2号委員は14ページの「承諾書」を受領し、取りまとめの上、事務局に提出してください。</p> <p>なお、2号委員のうち、委員就任にあたり所属長の確認・同意が必要な場合、13ページの「承諾・承認書」を提出してください。</p>
児玉会長	事務局より説明がありましたが、ご質問ございませんか。
永田委員	小委員会の1日の作業時間は、どのくらいを予定していますか。
中島主事	午前九時半から午後五時を予定しております。
永田委員	その回数は、何回になりますか。
中島主事	全3回を予定しており、1回目選定委員の委嘱になり、2、3回目が報告書作成作業になります。
永田委員	2号委員の報酬はどうなっていますか。
中島主事	報酬は、1回あたり2,000円となります。加えて、費用弁償として、旅費を支払います。
児玉会長	<p>4. 議案(1)事業計画について審議します。</p> <p>事務局から説明願います。</p>
中島主事	<p>議案書の準備をお願いします。私、八雲町教育委員会の中島と申します。議案書の説明につきましては、私よりさせていただきます。座って説明させていただきます。</p> <p>議案書の1ページをお開きください。</p> <p>令和5年度北海道第二地区教科書採択教育委員会協議会教科書採択事務事業計画(案)のご説明をします。教科書採択までの日程についてのご説明になります。</p> <p>本日、5月8日が第1回目の協議会となり、この後、選定委員の人選を各市町教育委員会で行っていただきまして、5月25日開催予定の第2回の協議会において協議会規約、選定委員会規則の制定</p>

中島主事	<p>、選定委員を選任します。</p> <p>その後、第1回目の選定委員会を6月13日（火）に開催する予定となっております。この前までに協議会より各選定委員の委嘱事務を完了しておく必要があります。</p> <p>第1回目の選定委員会においては、小委員会の委員長を選出し、調査研究の分担や方法を確認し、教科書の見本本を持ち帰って調査研究に取り組んでいただくことになります。</p> <p>調査研究の期間を3週間程度設けることとし、第2回目の選定委員会を7月4日（火）に開催することとしております。</p> <p>第2回目の選定委員会においては、各委員が調査研究してきたものを協議し、報告書にまとめる準備、また作成をしていただきます。</p> <p>この後、第3回目の選定委員会を7月11日（火）に開催し、引き続き報告書を作成し完了となります。</p> <p>選定委員会における調査研究作業経過、及び報告書の内容については、7月18日（火）に開催する、第3回目の協議会において、協議会の委員の皆様方に対し、小委員長から報告していただき小学校の各教科について1種の教科書を採択教科書として決定していただきます。</p> <p>協議会としての日程は以上となります。その後、各市町教育委員会において教科書を採択していただくことになります。</p> <p>法律上は、8月31日までに採択することとなっておりますが、文部科学省に対して行う教科書需要数報告の報告期限の関係で、7月に採択する必要があります。</p> <p>教科書採択までは、このような日程で進めさせていただきたいと考えております。</p> <p>なお、北海道教育委員会の採択状況や選定委員会の調査研究作業の進捗状況により、日程が若干前後することも考えられますが、その際は、随時報告・協議させていただきます。以上です。</p>
児玉会長	<p>ただ今、事務局から協議会及び選定委員会の日程について説明がありました。御意見ありますか。</p> <p>（質疑なし）</p>
児玉会長	<p>事業計画については事務局の原案のとおりとします。</p> <p>4. 議案（2）協議会予算について審議します。</p>

児玉会長	事務局より説明願います。
中島主事	<p>ご説明いたします。</p> <p>議案書の2ページをご覧ください。</p> <p>令和5年度北海道第二地区教科書採択教育委員会協議会予算（案）についてですが、予算額のみ読み上げて説明いたします。</p> <p>まず収入であります。繰越金は760,525円で、令和2年度からの繰越となります。負担金は598,000円で各市町からの負担金となります。雑収入は475円で預金利子等となっており、収入合計は1,359,000円となっております。</p> <p>次に支出であります。報償費は72,000円で、2号委員の報酬となっております。6,000円増額の理由は、2号委員が1名増になる見込みです。</p> <p>旅費は910,000円で、選定委員の旅費となっており、330,000円の増額となります。</p> <p>運営費は150,000円で、協議会や選定委員会時の賄費及び一般図書購入費になります。平成26年度までは、お弁当は自前でありましたが、平成27年度からは協議会の経費を充てております。</p> <p>事務費は200,000円で消耗品や資料印刷代などです。</p> <p>コピー機等の借り上げは、予定していないため借上料は0円となります。</p> <p>通信運搬費は5,000円で、郵券の購入費用となります。</p> <p>役務費は12,000円で、2号委員の安全保険の保険料となります。</p> <p>最後に、予備費として10,000円計上しております。支出合計は、1,359,000円となり、収入額と同額で収支差引は0円となります。</p> <p>議案書3ページをご覧ください。</p> <p>令和5年度の負担金の内訳となります。本務教員数割は、全体の金額の50パーセントで、残りの50パーセントは平等割として算出しており、その合計額が各市町の負担金となっております。従前よりこの方法で算出しているものでございます。</p> <p>議案書4ページの決算書につきましては、令和3年4月23日付け通知の第4回協議会の書面議決において報告承認済ですので、参考として添付しております。</p> <p>説明は以上となります。</p>
児玉会長	<p>事務局から協議会予算について説明がありました。</p> <p>御意見等ありますか。</p>

永田委員	1号委員の勤務の取扱いはどのようになっていますか。通常勤務になりますか。
中島主事	公務出張で統一となります。
近藤委員	保険料の保障内容は、どのようになっていますか。
三坂課長	加入する保険は、スポーツ安全保険を予定しております。
児玉会長	なければ、事務局案のとおり令和5年度の予算について、ご承認いただいたものとしします。
	4. 議案(3) 議事録の作成方法について、事務局より説明願います。
中島主事	<p>議事録の作成方法について説明いたします。</p> <p>本年度の協議会議事録の作成に当たっては、記述内容に誤りがないよう慎重を期すため、各委員の皆様には議案書の原案を送付し、内容を確認していただいた後に確定させたいと考えております。</p> <p>また、議事録署名人ですが、協議会規約第4条第4項により、協議会は議事録を作成することになっており、議事録の内容を確定する意味からも、議事録署名人を選出する必要があると考えますので、署名人2名の選出を提案します。</p>
児玉会長	<p>事務局から議事録の作成に当たって、内容確定前に各委員に送付し、内容の確認をしていただきたいと説明がありました。御質問、御意見はありますか。</p> <p>(質疑なし)</p>
児玉会長	<p>それでは、本年度の議事録の作成は、事務局案のとおり、作成することといたします。よろしく申し上げます。</p> <p>また、議事録署名人を委員の互選により選出したいと思っております。委員の皆様から推薦をお願いします。</p> <p>(推薦意見なし)</p>
児玉会長	特に推薦がなければ、議事録署名人として、長万部町の近藤委員

児玉会長	と知内町の堂下委員を選出しますので、よろしくお願ひします。 事務局より他にありますか。
中島主事	はい。
児玉会長	事務局お願ひします。
中島主事	<p>情報公開に関してご説明いたします。</p> <p>採択に関して開かれた採択が一層要請されていることから、採択理由及び選定委員会から協議会に報告された資料については、採択事務の円滑な遂行に支障をきたさない範囲内で、公表することが望ましいとされています。</p> <p>協議会の規約では、第8条に委員名並びに議事録の公開についての規定があり、公表の方法や場所等については、協議会の役員が協議して決定するとなっています。</p> <p>委員の公開については、選定委員の先生方は非公開とし、この協議会の委員のみ公表したいと思います。</p> <p>情報公開の方法につきましては、現在本協議会の事務局が八雲町教育委員会に置かれていることから、公開の方法及び場所については、八雲町の情報公開に関する条例にならって行うこととし、他の市町教育委員会に対して請求があった場合は、事務局あてに請求する旨案内していただく方法が最も円滑に事務処理ができ、かつ、採択地区内で同一の対応が可能であると考えます。</p> <p>次に、情報公開の時期についてですが、「採択事務の円滑な遂行に支障をきたさない範囲内で公表することが望ましい」とされていることから、各市町教育委員会において採択が確実に完了することになる8月31日の翌日からとすることが適当であると考えます。よって、情報公開の方法については八雲町の情報公開に関する条例にならって行い、期日については9月1日から八雲町のホームページに採択について掲載することで提案いたします。</p>
児玉会長	<p>ただ今、事務局から情報公開のルール決定について、説明がありました。御意見ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
児玉会長	それでは、情報公開のルールについては、事務局案のとおりとします。採択終了前に委員名が漏れると採択の公正確保が損なわれる

児玉会長	<p>恐れがありますので、協議会委員と選定委員の名前については、委員本人はもとより、所属長をはじめ関係者は一切口外することのないよう、関係者に対し周知徹底することについて、改めてお願いします。</p> <p>その他、事務局から何かありますか。</p>
永田委員	<p>協議会で教科書採択後、各市町教育委員会で教科書を採択しなければいけないが、この報告は、いつまでにすればいいですか。</p>
中島主事	<p>例年、北海道教育委員会への報告が7月下旬から8月初旬の予定となっているため、7月中に決定・報告願います。</p>
永田委員	<p>7月末ということでもいいですか。</p>
児玉会長	<p>北海道教育委員会への報告が7月末から8月初旬という事で、7月末までに採択となります。</p>
與田委員	<p>例年、どうしても採択が間に合わない場合は、8月に入り込んでもやむなしという状況でやっていたと思います。若干、幅をもっていただければと思います。</p>
児玉会長	<p>他になければ、本日の会議はこれで終了します。なお、第2回目の協議会は5月25日（木）に、渡島総合振興局で13時30分から開催しますので、御出席のほどよろしく願いいたします。</p> <p>本日は、ご苦勞さまでした。</p>